○みなかみ町過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例施行規則

平成22年6月28日

規則第15号

改正 平成28年3月29日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、みなかみ町過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例 (平成22年条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるもの とする。

(課税免除の申請)

- 第2条 条例第3条の規定による課税免除の申請をしようとする者は、様式第1号による申請書に別記明細書を添付し、町長に提出しなければならない。
- 2 条例第3条に規定する規則で定める期日は、条例第2条の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日とする。

(課税免除の措置)

- 第3条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査して免除の可否を決定し、その旨を様式第2号により当該免除の申請をした者に通知するものとする。 (課税免除の取消)
- 第4条 町長は、条例第4条の規定により固定資産税の課税免除を取り消した場合には、 様式第3号により課税免除の決定を受けた者に通知しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月29日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

		年	月	日		住(所	在	所 地)						
	みなかみ町	町長	様			s B 者	を び 氏 名						(I)	
かながめ町文 依								∠応答 氏名	TEL		()		(1)
						施設	· の	区 分						
						ļ.	固定資	産税の	課税免	除申請	書			
		かみ町 します		対策の	ため	の固定す	資産税	見の課程	说の特例	に関す	トる彡	条例第3条の規定	定により、次のと	とお
	所	;	在	地										
土	地			積									n	n^2
	取	得:	年	月日					年		月	日		
地	施設の建設着工日								年		月	目		
	取	得	価	格									F	9
	所	;	在	地										
家	床	i	面	積									n	n^2
_	取	得:	年	月日					年		月	日		
屋	取	得	価	格									F	
償	所	;	在	地										
	取	得:	年丿	月日					年		月	日		
却	取	得	価	格									F	
	帳	簿	価	格									F	
資	評	,	価	額									F	
-stre	決	定	価	格									F	9
産	課	税	標	準 額									F	
事業の用に供した日									年		—— 月	В		

添付書類 (1) 上記記載事項の明細 (2) 施設の概要書その他参考となる資料

年 月 日 様 みなかみ町長 印

固定資産税の課税免除決定通知書

年 月 日付けの申請に係る固定資産税の課税免除について

-次のとおり決定した _下記の理由認められない_

ので、みなかみ町過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

課税免除の対象となる固定資産に係る課税標準額・税額の計算

	区			分		申請のあった固定資産	左記のうち課税免除の対象となるもの
土	所		在		地		
	地				積	m^2	m ²
lui.	評		価		額	円	円
地	課	税	標	準	額	円	円 (A)
家	所		在		地		
3	床		面		積	m^2	m²
	評		価		額	円	円
屋	課	税	標	準	額	円	円 (B)
償	所		在		地		
却資産	決	定		価	格	円	円
	課	税	標	準	額	円	円(C)
課税	課税標準額(A) + (B) + (C)						円
千円未満端数切り捨て							円(D)

决定免除税額(D)×1.4/100 円

理由	-	

注 この通知書の決定内容について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3 月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

様式第3号(第4条関係)

144			年	月	B
様		みなかみ町長			印
	固定資産	雀税の課税免除取消通知書			
年 月 疎対策のための固定 り消したので通知しる	資産税の課税の	á知した固定資産税の課税免)特例に関する条例第4条の規			
課 税 免 除 の 決定を受けた者	住 所在地)				
(人) 足を支げた有	名 称				
課税免除の取消に係	る課税標準額				円
課税免除の取消し	こ係る税額				円
取消理由					

注 この通知書の決定内容について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日 から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。 様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

(平28規則 9 · 一部改正)

様式第3号(第4条関係)

(平28規則 9 · 一部改正)